様式第２（第48条関係）（平30原子規８・全改・一部改正、令元原子規２・令元原子規３・一部改正）

年度　　期放射線管理等報告書

年　　月　　日

原子力規制委員会　殿

住　所

氏　名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第１項及び使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第48条第１項の規定により次のとおり報告します。

事業所	名称	
	所在地	

１　放射性廃棄物の廃棄の状況

(1)　放射性物質の濃度の３月間についての平均値及び最高値（注１）

（単位：Bq／cm³）

濃度 ／ 測定の箇所		前半の３月間（　月～　月）		後半の３月間（　月～　月）	
		平均値	最高値(注２)	平均値	最高値(注２)
排気口又は排気監視設備					
排水口又は排水監視設備					

(2)　液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管量等（注３）

放射性廃棄物の種類 ／ 量	低レベル液体廃棄物（m³）	低レベル固体廃棄物	
		ドラム缶（本）	その他（本相当）
前年度末保管量			
当該年度の発生量			
当該年度の減少量			
施設内減量			

施設外減量			
当該年度末保管量			
保管設備容量			

2　使用済燃料の貯蔵量等

貯蔵施設の名称				
使用済燃料の種類	燃料集合体		燃料重量（注４）	
	ウラン酸化物	混合酸化物	ウラン	プルトニウム
前年度末貯蔵量	体	体	トン	トン
当該年度の受入量	体	体	トン	トン
当該年度の搬出量	体	体	トン	トン
搬出先の名称			―	
当該年度末貯蔵量	体	体	トン	トン
貯蔵施設容量	ウラン及びプルトニウムの重量　トン（注４）			

3　放射線業務従事者の線量分布（注５）

(1)　放射線業務従事者の１年間の線量分布

線量 ／ 放射線業務従事者	線量分布　（人）				
	0.1 mSv以下	0.1 mSvを超え1 mSv以下	1 mSvを超え 2 mSv以下	2 mSvを超え 5 mSv以下	5 mSvを超え 10 mSv以下
職　員					
その他					
合　計					

線量 ／ 放射線業務従事者	線量分布　（人）				
	10mSvを超え 15 mSv以下	15mSvを超え 20 mSv以下	20mSvを超え 25 mSv以下	25mSvを超え 30 mSv以下	30mSvを超え 35 mSv以下
職　員					
その他					
合　計					

線量 / 放射線業務従事者	線量分布（人）				
	35mSvを超え40mSv以下	40mSvを超え45mSv以下	45mSvを超え50mSv以下	50mSvを超えるもの	合計
職員					
その他					
合計					

線量 / 放射線業務従事者	総線量（人・Sv）	平均線量（mSv）	最大線量（mSv）
職員			
その他			
合計			

⑵　女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を使用済燃料貯蔵事業者に書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の３月間の線量分布

線量 / 放射線業務従事者		線量分布（人）			
		0.1 mSv以下	0.1 mSvを超え1 mSv以下	1 mSvを超え2 mSv以下	2 mSを超え5 mSv以下
前半の３月間（　月～　月）	職員				
	その他				
	合計				
後半の３月間（　月～　月）	職員				
	その他				
	合計				

線量 / 放射線業務従事者		線量分布（人）		総線量（人・Sv）	平均線量（mSv）	最大線量（mSv）
		5 mSvを超えるもの	合計			
前半の３月間（　月～　月）	職員					
	その他					
	合計					

後半の３月間 （　月～　月）	職　員					
	その他					
	合　計					

注１　「放射性物質の濃度の３月間についての平均値及び最高値」について

⑴　「測定の箇所」は、保安規定に定められた位置とし、その箇所別に記載すること。

⑵　排気口又は排水口を保有するが、当該設備から気体状又は液体状の放射性物質が放出されなかった場合は、「放出実績なし」と記載すること。

⑶　記載する数値は、有効数字２桁、指数表示とすること。

⑷　「放射性物質の濃度」の検出限界濃度（測定の結果、検出限界未満（ＮＤ）の場合に限る。）を注釈として欄外に記載すること。

２　保安規定に定められた期間についての平均濃度の３月間における最高値を記載すること。

３　「液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管量等」について

⑴　原則として、200リットルドラム缶の本数で記載すること。

⑵　200リットルドラム缶に入っていないものに関しては、200リットルドラム缶に換算した本数とし、単位を「本相当」とすること。

⑶　ドラム缶に換算できないものに関しては、他の単位を用いて記載すること。

⑷　液体状の放射性廃棄物を蒸発濃縮及び固化して処理している場合、固化前の廃液については除くこと。

⑸　「施設外減量」は、埋設処分等のため施設より搬出した廃棄体又は廃液の量を記載すること。

⑹　廃止措置に伴って発生する液体状及び固体状の放射性廃棄物については、括弧書（内数）で記載すること。併せて、解体後一時保管されている解体撤去物のうち「放射性廃棄物でない廃棄物」であると使用済燃料貯蔵事業者が判断する前の段階のもの又は「放射性物質として扱う必要のないもの」として原子力規制委員会による確認を受ける前の段階のものがある場合は、別の欄を設けて記載すること。なお、上記のいずれにも「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断されたもの及び確認後の「放射性物質として扱う必要のないもの」は含まない。また、廃止措置計画により新たに液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管場所を設け管理している場合、当該施設の名称とともに保管量等を同様に表に記載し、その旨を注釈として欄外に記載すること。

４　ウラン及びプルトニウムの重量（トン）は、原子核分裂させる前のものを

記載すること。

5　「放射線業務従事者の線量分布」について

⑴　「職員」とは、使用済燃料貯蔵事業者に直接雇用される放射線業務従事者とすること。

⑵　「その他」とは、職員以外の放射線業務従事者とすること。

⑶　同一人が２以上の請負業者にまたがって作業する場合は、１人として算出すること。

⑷　有効数字の取扱いは、「総線量」については小数点以下３桁目を四捨五入して小数点以下２桁とし、「平均線量」については小数点以下２桁目を四捨五入して小数点以下１桁とすること。「最大線量」については、その評価値を記載すること。

⑸　３⑴の「放射線業務従事者」は、女子も含むものとすること。

その他

⑴　測定を実施していない項目又は設備がない項目については、「―」と記載するか当該欄を削除すること。

⑵　記載欄が不足した場合には、欄を追加して記載すること。

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。